

湖西市公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により都市計画を決定したいので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、湖西市に意見書を提出することができる。

令和 7 年 10 月 7 日

湖西市

上記代表者 湖西市長 田内 浩之



- 1 都市計画の種類及び名称
湖西都市計画地区計画 大沢地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先
湖西市役所都市整備部都市政策課
(郵便番号431-0492 湖西市吉美3268番地)
- 4 縦覧期間
令和 7 年 10 月 7 日（火）から令和 7 年 10 月 22 日（水）まで
(閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)

理 由

工業用地開発事業予定区域において、周辺の自然環境と調和した良好な工業地区の形成を図るため、地区計画に関する事項を本案のとおり決定する。